大口町予防接種健康被害調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定に基づき実施した予防接種で、健康被害が生じた場合、適正かつ円滑な処理を図るため、大口町予防接種健康被害調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、町長の要請により、予防接種による健康被害若しくはその疑い の発生に際し、次に掲げる事項について調査報告する。
 - (1) 医学的見地からの調査に関すること。
 - (2) 疾病の状況及び診療内容に関する資料の収集に関すること。
 - (3) その他健康被害発生に伴う必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 尾北医師会会員
 - (2) 識見を有する者
 - (3) 江南保健所長
 - (4) 町職員
- 3 委員の任期は、当該調査報告が終了した時までとする。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が 委員長の職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。(関係者の出席等)
- 第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の会議への出席又は資料の 提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部健康課において処理する。 (その他事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則(平成18年6月30日 大口町告示第74号)

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成19年3月27日 大口町告示第38号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日 大口町告示第53号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月28日 大口町告示第37号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。